

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成27年7月10日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	3件
厚生年金保険関係	3件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500043 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500026 号

第 1 結論

請求者の A 社 (現在は B 社) における平成 18 年 4 月 25 日の標準賞与額を 60 万円に訂正することが必要である。

平成 18 年 4 月 25 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 18 年 4 月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 18 年 4 月 25 日

私が A 社に勤務した期間の厚生年金保険被保険者記録のうち、請求期間に係る標準賞与額の記録が無いことが分かった。請求期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

第 3 判断の理由

B 社は、請求期間における賞与支給の事実を確認できる関連資料を保管していないが、当該期間の賞与については、一部の雇用形態の従業員に対して、振込により支給した可能性があり、請求者は、当該雇用形態に該当する従業員であった旨回答しているところ、C 事業所が提出した請求者名義の預金口座に係る「普通預金元帳」の振込履歴から判断すると、A 社から請求者に対し、請求期間に係る賞与が支給されたものと認められる。

また、日本年金機構 D 事務センターが提出した資料によると、請求者と同一の雇用形態であった同僚については、同人が所持していた「平成 18 年 4 月賞与明細書」により、当該期間における賞与支給の事実及び厚生年金保険料の控除の事実が認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録訂正が行われていることが確認できる。

さらに、請求期間に係る標準賞与額については、前述の普通預金元帳及び同僚の賞与明細書から推認できる賞与支給額及び保険料控除額から、60 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B 社は、平成 18 年 4 月 25 日の賞与について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているものの、請求期間においては、一部の従業員に対して賞与を支給したという事情もあり、当該期間の賞与に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が漏れたものと思われる旨回答していることから、社会保険事務所 (当時) は、請求者の平成 18 年 4 月 25 日の期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500001 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500023 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 49 年 10 月 20 日から昭和 51 年 5 月頃まで

私は、昭和 48 年 3 月 22 日から昭和 51 年 5 月頃まで A 社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録では、同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和 49 年 10 月 20 日となっている。請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が記憶する同僚及び A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚に照会したが、請求者が請求期間において同社に勤務していたことをうかがわせる陳述を得ることができない。

また、A 社は、当時の資料が残っておらず、請求者の請求期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況、厚生年金保険料の控除等については確認できないと回答している。

さらに、前述の被保険者名簿によると、請求者の A 社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、昭和 49 年 10 月 20 日と記載されており、健康保険被保険者証の返却日は同年 11 月 1 日と記載されている上、請求者の同社に係る雇用保険の被保険者記録によると、離職日は同年 10 月 19 日と記録されており、当該資格喪失日及び離職日はオンライン記録上の資格喪失日と符合している。

加えて、請求者に係る雇用保険の被保険者記録によると、請求期間のうち一部の期間において、別事業所に係る雇用保険被保険者記録が確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500006 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500024 号

第 1 結論

請求期間について、請求者のA事業所(現在はB事業所)C支社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 60 年 11 月 13 日から昭和 61 年 4 月 1 日まで
年金記録を確認したところ、A事業所C支社に勤務していた期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。在籍証明書もあるので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

請求者が提出した在籍証明書及びB事業所C支社が提出した営業員名簿リストによると、請求者は、請求期間においてA事業所C支社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B事業所は、平成元年 11 月以前に入社した営業職員については、見習期間中の営業成績や勤務評価に応じて新職員へ昇格し、それと同時に厚生年金保険に加入させるようになっていたが、請求者の営業成績等が記録された資料における資格欄には、新職員を示す記号が記録されていないことから、請求者は、見習期間中に退社したと考えられる旨回答している。

また、D健康保険組合は、氏名と生年月日で調査した結果、請求者の請求期間における同健康保険組合の加入記録は見当たらない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1500038号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第1500025号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和21年4月1日から昭和24年4月1日まで
② 昭和24年8月3日から昭和25年11月1日まで
③ 昭和25年11月1日から昭和26年1月4日まで
④ 昭和26年5月12日から昭和28年9月1日まで

私は、昭和21年4月1日から昭和28年8月31日までの期間において、B事業所(適用事業所はA事業所)のC部署に継続して勤務していたにもかかわらず、同事業所に係る厚生年金保険の被保険者期間は、昭和24年4月1日から同年8月3日までの期間及び昭和26年1月4日から同年5月12日までの期間と記録されており、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

これまでに6回、総務省年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、いずれの申立てにおいても記録の訂正は認められなかった上、新たな資料は無く、証言をしてくれる同僚を思い出したものではないが、請求期間①及び②においては、B事業所のC部署でDの仕事に従事し、請求期間③及び④においては、Eの仕事に従事していたことは間違いないので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、F事業所が保管する請求者に係るA事業所の労務者名簿から判断すると、請求者は、当該期間の一部の期間において、G労務者であったことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A事業所は、昭和24年4月1日付けで厚生年金保険の適用事業所に該当しており、請求期間①において、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、F事業所が保管するA事業所の被保険者名簿によると、請求者は昭和24年4月1日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、請求者に係る厚生年金保険被保険者名簿等の記録と一致している。

請求期間②、③及び④について、請求者は、B事業所の労務者として、昭和21年4月1日から昭和25年10月31日までB事業所のC部署でDの業務に従事し、同年11月1日付けで同事業所内のEの業務に異動になり、昭和28年8月31日まで勤務したと陳述している。

しかしながら、請求者が氏名を挙げている同僚は、請求者がB事業所内のEの仕事に従事していたことは記憶しているものの、具体的な期間を記憶しておらず、請求者の勤務期間に係る具体的な陳述を得ることができない。

また、前述の労務者名簿には、昭和24年8月まではHとしての記録、昭和26年1月4日か

ら同年5月11日までは「I」という職種としての記録がそれぞれ確認できるが、請求期間②、③及び④に係る記録は確認できない。

さらに、F事業所が保管するA事業所の被保険者名簿によると、請求者は、昭和24年8月3日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失するとともに、昭和26年1月4日付けで同被保険者資格を再取得し、同年5月12日付けで同被保険者の資格を喪失していることが確認でき、請求者に係る厚生年金保険被保険者名簿等の記録と一致している。

このほか、請求者が請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに請求者が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。